

本荘労働基準監督署発表
令和5年9月22日

【照会先】
本荘労働基準監督署
署長 西村 浩二
監督・安衛課長 須田 悠斗
(電話) 0184 - 22 - 4124

報道関係者 各位

新たな化学物質規制等に関する説明会を実施します

本荘労働基準監督署(署長 西村浩二)は、新たな化学物質規制の周知等を目的とした講習会を下記により実施します。

講習会の目的

化学物質による労働災害の原因となった物質の多くが、特定化学物質障害予防規則など労働安全衛生に関する法令の規制対象外となっている状況を踏まえ、化学物質規制に係る労働安全衛生法の関係政省令が改正され、ラベル表示・SDS(安全データシート)等による通知の義務及びリスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加されること、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露する濃度を基準値以下にすること等、これまで以上に事業者の主体的な取り組みが求められることとなります。

本講習会では、新たな化学物質規制の内容や労働災害防止対策について外部講師による説明を行います。

講習会の概要

- 日時：令和5年10月6日(金)午後2時00分～午後4時00分
- 場所：由利本荘市ポートプラザ「アクアパル(多目的ホール)」
(由利本荘市北裏地54番地1)
- 対象：本荘労働基準監督署管内の製造業の事業者
- 内容：新たな化学物質規制について
適正な労務管理について
- 主催：本荘労働基準監督署

お問合せ・お申込み先

本荘労働基準監督署 監督・安衛課
〒015-0874 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階
TEL：0184-22-4124

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いいたします。